

函館市の条例における構成について

条例名	函館市交通安全条例	函館市文化芸術振興条例	函館市犯罪のない 安全で安心なまちづくり条例	函館市自治基本条例	函館市子ども条例
施行日	平成16年6月1日	平成18年4月1日	平成19年12月19日	平成23年4月1日	平成28年4月1日
条例制定の 背景や趣旨等 (前文)	①市の地形や気候に起因する交通環境の問題 ②市の取組と交通事故発生現状 ③求められる対応 ④条例制定の目的	①市の歴史 ②文化芸術の意義 ③求められる対応 ④条例制定の目的	なし	①市の歴史 ②責務・求められる対応 ③条例制定の目的	①願い ②条例制定の目的
目的	目的(第1条)	目的(第1条)	目的(第1条)	目的(第1条), この条例の位置付け(第3条)	目的(第1条)
用語の定義	なし	なし	定義(第2条)	定義(第2条)	定義(第2条)
基本理念	基本理念(第2条)	基本理念(第2条)	基本理念(第3条)	基本理念(第4条) 基本原則(第5条)	基本理念(第3条)
責務・役割	市の責務(第3条) 事業者の責務(第4条) 車両の運転者の役割(第5条) 歩行者の責務(第6条)	市の責務(第3条) 市民の役割(第4条) 民間団体の役割(第5条)	市の役割(第4条) 市民の役割(第5条) 地域活動団体の役割(第6条) 事業者の役割(第7条)	市民の権利および責務(第12条) 議会の役割および責務(第13条) 議員の責務(第14条) 市長の責務(第15条) 職員の責務(第16条)	市の責務(第4条) 保護者の役割(第5条) 学校等の役割(第6条) 地域住民の役割(第7条) 事業者の役割(第8条) 協力および連携(第9条)
施策の推進	道路交通環境の整備等(第7条) 交通安全教育の推進(第8条) 広報等の実施および情報の提供(第9条) 交通死亡事故多発警報等(第10条) 暴走行為防止対策の実施等(第11条) 交通安全団体に対する支援(第12条) 救急および救命体制の整備充実(第13条) 近隣市町村との協力(第14条) 表彰(第15条)	基本方針(第7条) 財政上の措置(第6条)	広報および啓発(第8条) 子どもの安全確保(第9条) 犯罪被害者等への支援(第10条)	情報の提供(第6条)・情報の公開(第7条) まちづくりへの市民参加の推進(第8条) 協働によるまちづくりの推進(第9条) 住民投票(第10条) 住民投票に係る条例の制定請求(第11条) 総合計画(第17条) 組織および運営(第18条) 財政運営(第19条) 財産管理(第20条)行政手続き(第21条) 個人情報(第22条)行政評価(第23条) 監査制度(第24条)出資団体(第25条) 附属機関等(第26条)意見公募制度(第27条) 国、北海道等との協力および連携(第28条)	基本計画(第10条) 子どもが安全にかつ安心して暮らすことができる環境の整備(第11条) いじめ等への対応(第12条) 子どもからの相談(第13条) 子育て家庭への支援等(第14条) 教育および保育の環境の整備(第15条) 地域住民との交流の促進等(第16条) 子どもが安心して過ごすことができる場所等(第17条) 子どもの社会参加(第18条) 障がいのある子どもへの支援等(第19条) 広報および啓発(第20条) 財政上の措置(第21条)
委任・見直し	委任(第16条)	委任(第8条)	委任(第11条)	条例の見直し(第29条)	委任(第22条)
施行期日等	附則	附則	附則	附則	附則